

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所  
の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談

2. 日時: 令和3年2月5日(金) 13時30分～15時30分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多主任安全審査官、真田係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料技術開発センター

品質保証課 技術主幹 他9名

#### 5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和2年11月20日付けで申請のあった核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質使用変更許可申請について、以下の説明を受けた。

○高レベル放射性物質研究施設における1F燃料デブリを用いた分析に係る申請内容について、令和3年1月7日の原子力規制庁との面談で使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈第三条で求める放射線業務従事者の線量評価の記載がないことから、記載を検討することとの指摘を受けた。

○この指摘を踏まえ、補正申請において線量評価を含めるよう原子力機構において検討を進めてきたが、1F 燃料デブリの取り出しの計画が遅延していること、及び本申請に含まれる高レベル放射性物質研究施設以外の施設において、核燃料物質付着物の点検・詰替え作業や残存核燃料物質封入棒集合体の受入れに係る準備等を来年度早々から着手したいと考えていることから、補正申請において、高レベル放射性物質研究施設における1F燃料デブリを用いた分析に係る申請内容は取り下げることとしたい。

(2) 原子力規制庁からは、説明の内容について了解した旨伝えるとともに、主にプルトニウム燃料第二開発室に係る申請の内容について以下の点を伝えた。

○核燃料物質付着物の点検・詰替え作業を使用目的に追加する理由が記載されていないことから、記載について検討すること。

- 核燃料物質付着物の点検・詰替え作業の一連の作業工程と工程毎の閉じ込め機能の確保の考え方に関する説明がないことから、記載を検討すること。また、当該作業において火気作業を行わないと説明を受けたが、申請書に記載が無いことから火災等の損傷の防止に係る適合性の説明への記載事項を再度精査すること。
- 固体廃棄施設の位置を変更する理由が記載されていないことから、記載について検討すること。
- 技術的能力について、令和2年11月17日に保安組織の変更を含む保安規定が変更されている。補正における技術的能力の説明において、保安規定変更認可を踏まえた保安組織の変更を反映すること。

(3)原子力機構から、本日の面談を踏まえ、今後対応していく旨の発言があった。

## 6. 提出資料

なし